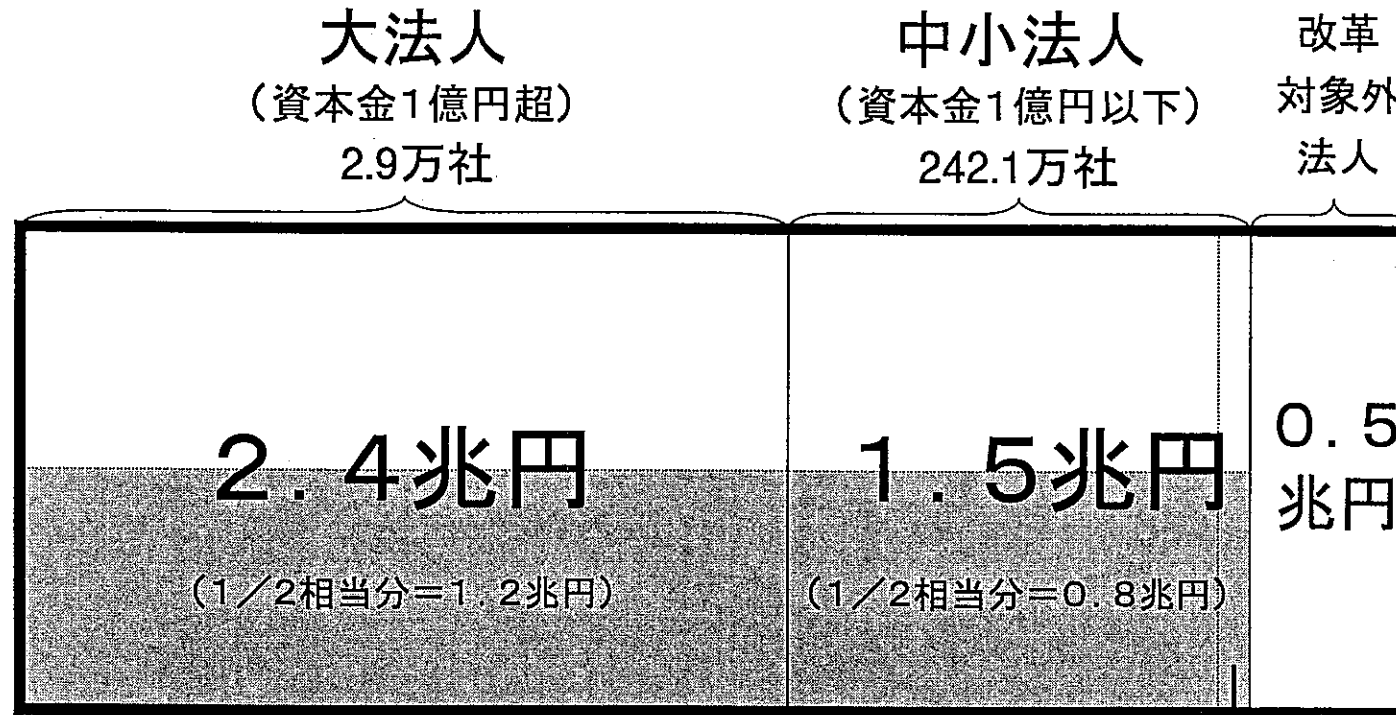


外形基準の税率



過去10年間の法人事業税収の平均(現行税率換算、物価補正後) = 約4.4兆円



外形標準化

税率1.6%

外形標準化

税率1.0%

資本金1,000万円未満の法人は簡易事業規模額(年480万円)を選択可能
この場合、外形基準に係る税額は
年480万円×1.0%＝年4.8万円

(注) 簡易事業規模額については、資本金1,000万円未満の法人に係る
税収の1/2の額を対象法人数で除した額をもとに設定

簡易事業規模額

資本金1,000万円未満の法人については、簡易事業規模額が選択できることにより、外形基準に係る税額は、最大でも年4.8万円(月額にすれば4,000円)

X社

収益配分額
±
単年度損益

600万円

A

>

480万円
(簡易事業規模額)

B



Bを選択

外形基準分の税額 4.8万円

Y社

収益配分額
±
単年度損益

400万円

A

<

480万円
(簡易事業規模額)

B



Aを選択

外形基準分の税額 4万円

Z社

(算定しない)

A

480万円
(簡易事業規模額)

B



Bを選択

外形基準分の税額 4.8万円

資本金1,000万円未満の赤字法人の場合であれば、法人事業税は最大でも年4.8万円となる。

地方税法第72条の19と東京都・大阪府の条例との関係

地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）

（事業税の課税標準の特例）

第七十二条の十九 法人の行う電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業以外の法人又は個人の行う事業に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、第七十二条第一項、第七十二条の十二及び第七十二条の十六の所得及び清算所得によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得及び清算所得とこれらの課税標準とをあわせ用いることができる。

事業規模額による外形標準課税が実施される法人については、その実施以後は地方税法第72条の19（条例により外形標準課税が採用できる特例）の適用対象外となるよう、本条を改正した場合、

→対象となり得る31行のうち、ほとんどは、東京都・大阪府の条例の対象からはずれることとなる。

今回の改革と法人所得課税との関係

改革により外形標準課税が導入される部分は、法人所得課税(法人税、法人住民税及び法人事業税)全体のうちの一部のみ。

残りの大部分については、引き続き、赤字法人は負担しない。

現在、黒字法人のみが負担 18兆円程度(平成10年度決算額)

法人税 (国)	法人住民税 【法人税割】 (県・市町村)	法人事業税 【所得課税分】 (県)
11.4兆円	2.6兆円	3.8兆円

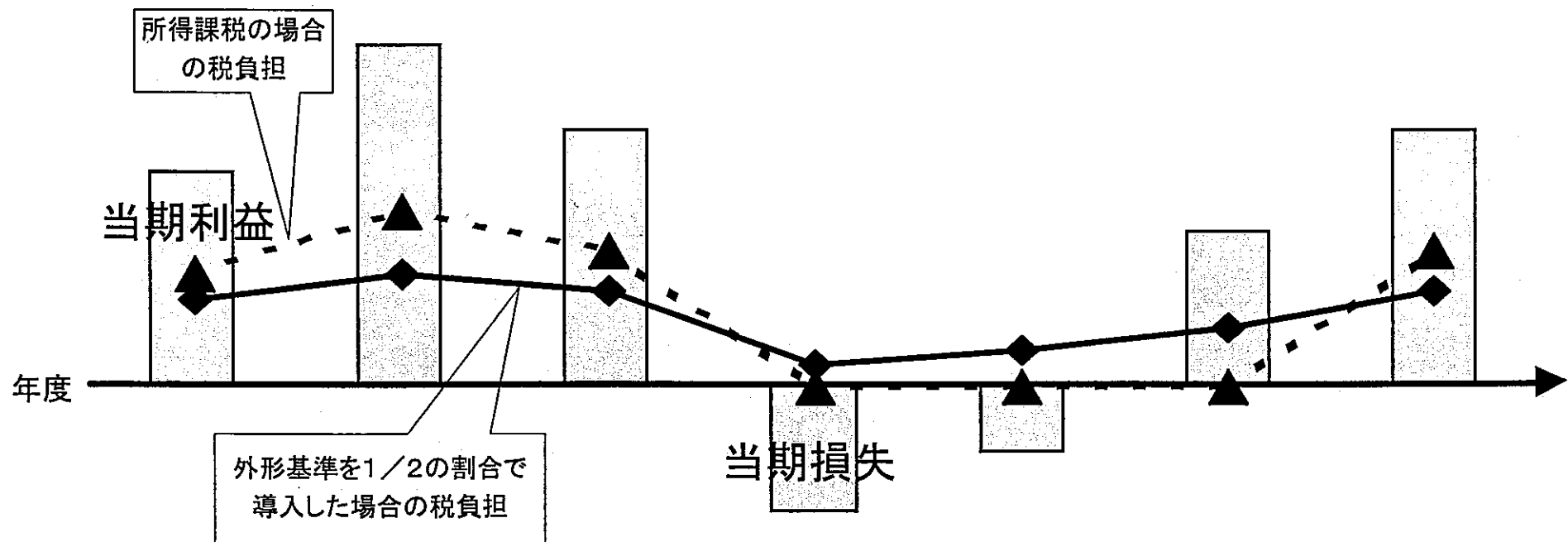
改革後も、引き続き赤字法人は負担しない。



外形標準化される部分

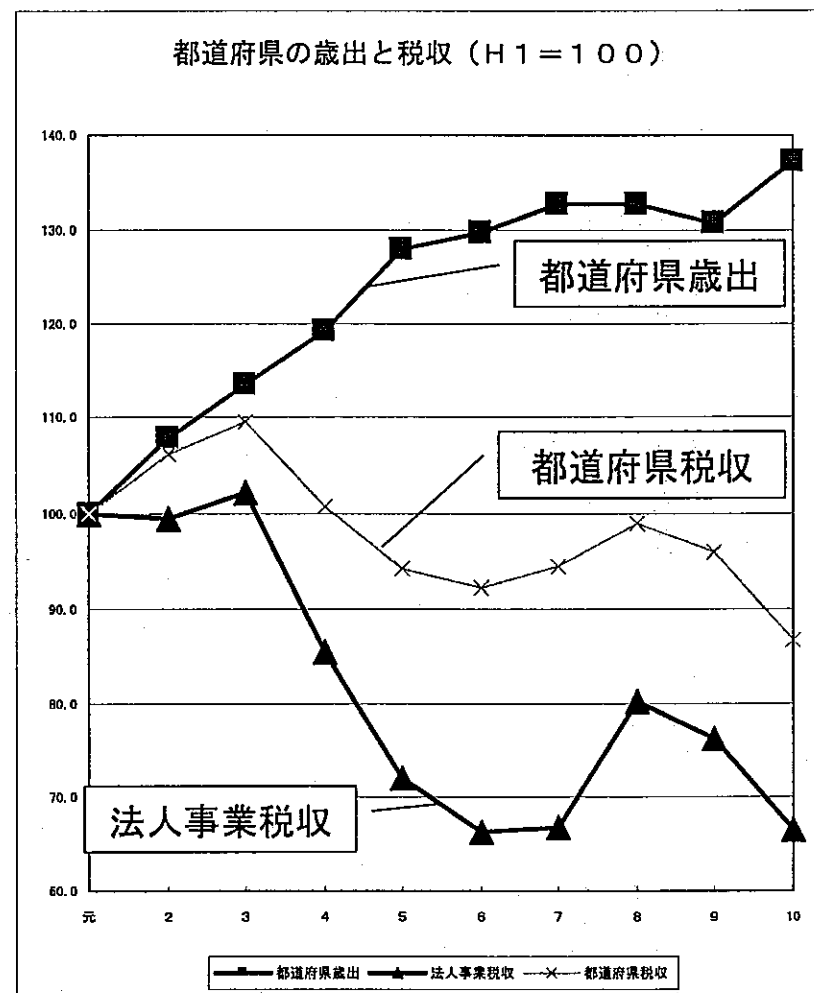
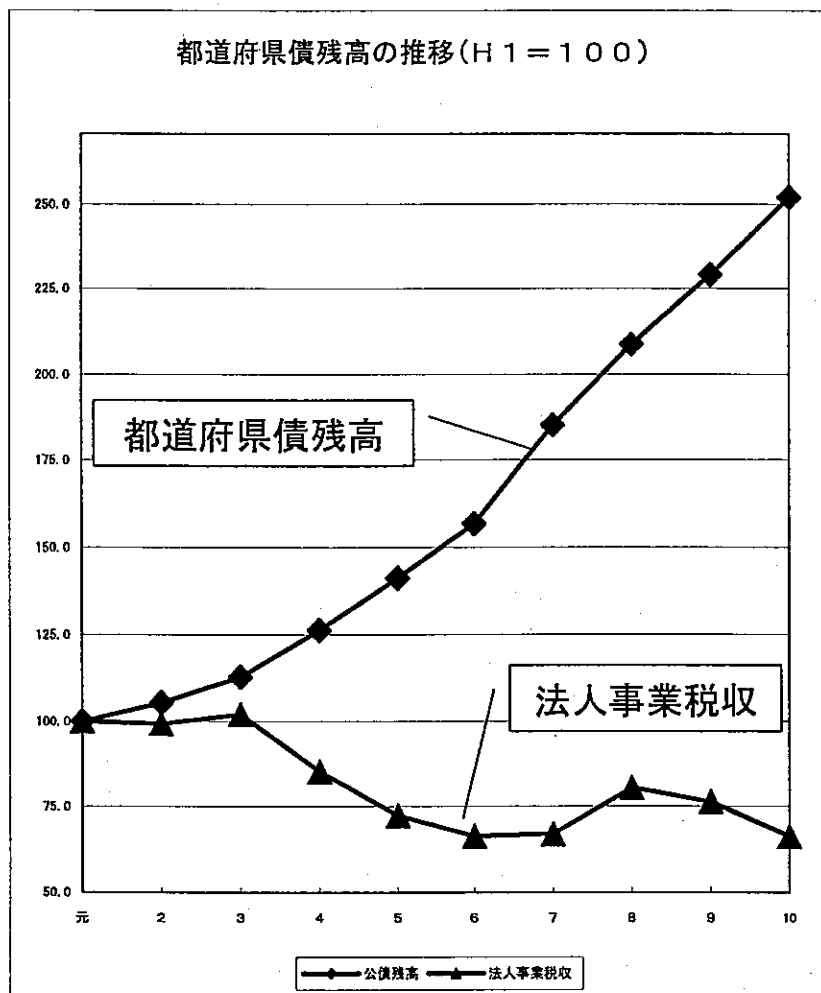
法人事業税の負担のイメージ

法人にとっては、外形標準課税の導入により、これまで黒字の年度にまとめて負担していた事業税負担がよりなだらかに各年度に平準化されるもの



都道府県財政の状況

法人事業税収は減少。累次の景気対策により、都道府県債残高は増嵩。

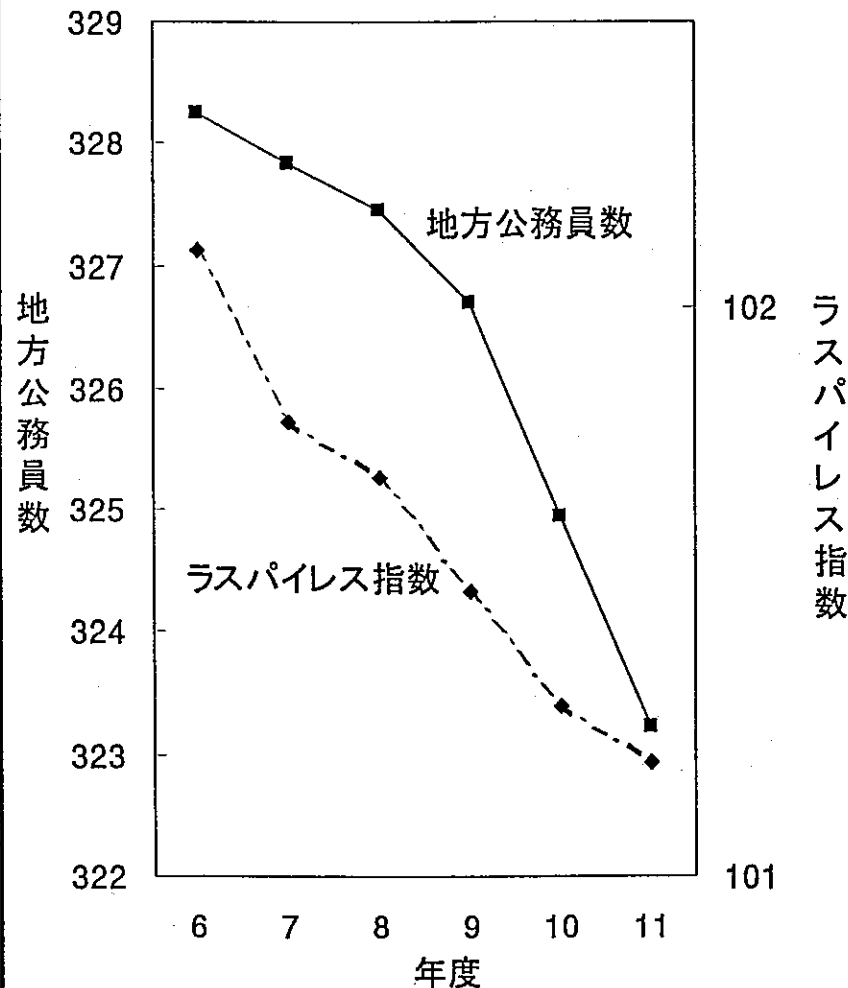


(注) 都道府県税収には、消費譲与税の廃止とともに導入された地方消費税分は含まれていない。

地方公務員の総数及び給与水準の状況

地方公務員数の推移・ラスパイレス指数

(単位: 万人)



○地方公務員数

平成6年度から平成11年度にかけて5年連続で合計約5万人の減少。平成11年4月現在で32万3,158人と、対前年比で1万7,336人減少(対前年減少数としては過去最大)。

(参考) 公的介護保険制度導入に伴う増員

→ 平成10年度及び11年度で約9,000人(地方財政計画ベース)

○給与水準(ラスパイレス指数)

平成6年度から平成11年度にかけて5年連続で合計約1.0%の減少。平成11年4月現在で全国平均101.2(全団体の73%が100未満)。

都道府県の行政改革の主な取組状況

給与の抑制	・ 東京都(全職員の給料を最大5%削減、期末・勤勉手当を0.15月分引下げ) ・ 神奈川県(全職員の給料を最大5%削減、期末・勤勉手当を最大30%削減) ・ 愛知県(全職員の給料を最大4.5%削減、期末・勤勉手当を最大16%削減) その他、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県など <u>23都道府県において実施</u>
定員管理の適正化	東京都(平成8～11年度で8,429人削減、平成12～15年度で更に5,000人削減) 大阪府(平成8～10年度で3,000人を削減、平成11～20年度7,000人を削減) <u>その他全都道府県において実施</u>
組織の見直し	神奈川県(14部局を10部局に削減)、愛知県(13部局を8部局に削減) <u>その他全都道府県において実施</u>
財政の健全化	東京都(平成15年度までに、経常経費を平成11年度の20%減、投資的経費を平成11年度の30%減まで、いずれも一般財源ベースで削減) 愛知県(一般補助金を原則30%削減又は廃止) 茨城県(平成10年度から県単独公共事業費を毎年15%削減) <u>その他全都道府県において実施</u>

- 全都道府県において、定員管理の数値目標を設定・公表した行政改革大綱を策定済み
- 教育、警察、福祉をはじめ安定的な行政サービスを提供しつつも、行政改革を積極的に実施

都道府県・指定都市における給与の抑制の状況

(平成12年4月1日)

1 給与の抑制の状況

	平成11年度	平成12年度
都道府県	19	20
指定都市	1	3
計	20	23

注) 特別職のみの給与抑制を行っている団体(平成11年度2団体、平成12年度2団体)を含む。

2 給与の抑制の主な状況

宮城県	全職員	給料2.5～3%減額(平成12年度～13年度) 期末手当0.2月引き下げ(平成12年度～13年度)
茨城県	全職員	給料2.5～3.5%減額(平成12年度)
埼玉県	全職員	給料2.5%減額(平成12年度～13年度)
千葉県	全職員	普通昇給休止(平成11年10月～平成12年9月)
東京都	全職員	給料4～5%減額(平成12年度～13年度) 期末・勤勉手当0.15月引き下げ (平成12年度～13年度)
神奈川県	全職員	給料2～4%減額(平成12年度～14年度) 期末・勤勉手当8～30%減額 (平成11年3月期～平成12年3月期)
静岡県	全職員	給料2～3%減額(平成12年度)
愛知県	全職員	給料3.5～4.5%減額(平成11～12年度) 期末・勤勉手当8～16%減額(平成11年度) 期末・勤勉手当3～11%減額(平成12年度)
京都府	全職員	普通昇給休止(平成12年度)
大阪府	全職員	普通昇給休止(平成11年度～12年度) 特別昇給休止(平成11年度～13年度)
兵庫県	全職員	期末手当0.3月引き下げ(平成12年度)
岡山県	全職員	期末・勤勉手当5%減額(平成11年度)
広島県	全職員	普通昇給休止(平成11年度) 特別昇給休止(平成11年度～12年度)
福岡県	全職員	3%減額(平成12年度～13年度) 特別昇給休止(平成11年度～13年度)